平成 28 年度 教職員対象手話講演会実施要項

1 目 的

神奈川県手話言語条例の施行に伴い、各学校の教職員に対し条例の周知を徹底していく必要がある。学校現場における手話の普及並びに手話に関する教育及び学習の振興等を図るために、教職員に対し、神奈川県手話言語条例の趣旨及びろう者への理解を深め、手話を実践する機会を設ける。

- 2 日 時 平成29年3月23日(木)13:30~16:30
- 3 場 所 総合教育センター善行庁舎 (大講堂) 〒251-0871 藤沢市善行 7-1-1
- 4 対 象 県立高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校の教諭又は総括教諭1 名以上(最大2名まで) 公立小学校又は中学校の教諭若しくは総括教諭のうちの希望者
- 5 内 容(3時間)
 - 講演(1時間) 「聴覚障害の理解を深める、神奈川県手話言語条例について」
 - 実践報告(30分) 2校の実践報告(県立高等学校より)
 - 手話研修(1時間 30 分) 「手話に親しみ、コミュニケーションをとるために必要なこと」
- 6 講 師
 - 講演 神奈川県聴覚障害者連盟理事長 河原 雅浩 氏
 - 実践報告 ・海老名高等学校
 - 相模原総合高等学校
 - 手話研修 手話通訳士・各種手話講習会講師 小島 祐美 氏県立高等学校手話非常勤講師 島野 紫都 氏※他にアシスタントが補助(社会人・学生等)